

## 〔行政指導〕

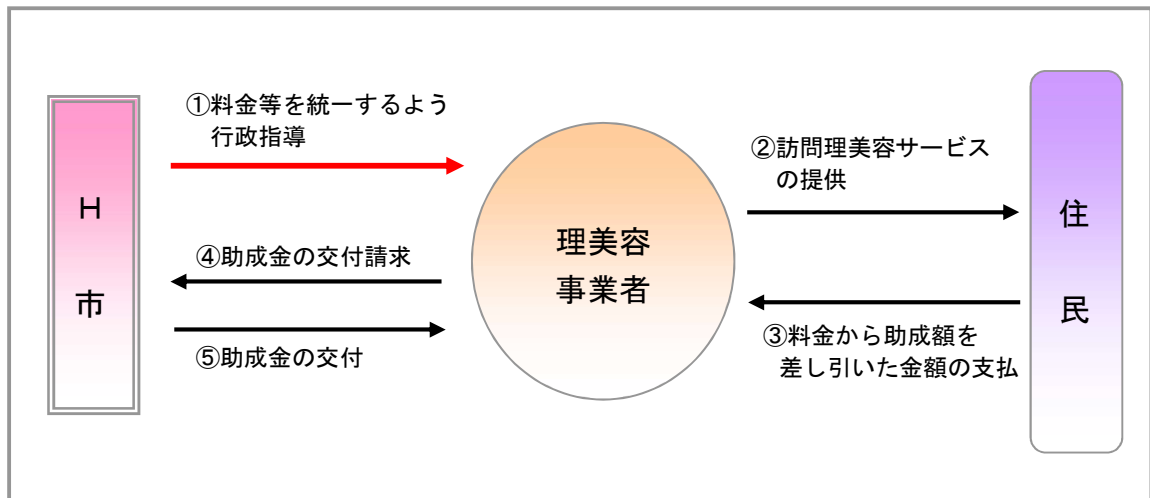
### （医療・福祉②）

#### 8 市による訪問理美容サービスの料金統一に係る行政指導について

市が、訪問理美容サービスの利用者に対する費用の助成制度の開始に当たり、個々の理美容事業者に標準的な料金等を示してこれに合わせるよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による料金引下げなどのインセンティブを失わせ、かえって消費者の不利益になりかねないことに加え、当該行政指導は、理美容事業者が共同して提供する訪問理美容サービスの料金を決定するなど、理美容事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

#### 1 相談の要旨

- (1) H市内の複数の理美容を営む者（以下「理美容事業者」という。）は、理美容室まで出向くことが困難な高齢者や障害者等の住民を対象に、訪問理美容サービス（理美容事業者が対象者宅に訪問して理美容サービスを提供することをいう。）を実施している。理美容事業者が提供する訪問理美容サービスの内容及び料金については、各理美容事業者が自ら設定している。
- (2) H市は、市内における訪問理美容サービスの更なる普及のため、利用者が支出した費用の一部を助成することを検討している。H市は、本助成制度を開始するに当たり、個々の理美容事業者によってその内容及び料金がまちまちでは本助成制度の利用者に混乱を生じさせるおそれがあるため、H市が個々の理美容事業者に対して標準的な理美容サービスの内容及び料金を示してこれに合わせるよう行政指導を行い、これにより、H市内で提供される訪問理美容サービスの内容及び料金を統一することを検討しているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



## 2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、訪問理美容サービスの利用者が支払う費用の一部助成を開始するに当たり、訪問理美容事業者によって料金等がまちまちでは利用者に混乱を生じさせるおそれがあるため、H市が理美容事業者に標準的な料金等を示してこれに合わせるよう行政指導を行うものである。
- (2) 公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。そして、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2(2)）。
- (3) 本件訪問理美容サービスの内容及び料金については、個々の理美容事業者が自らの判断で自由に設定することができるにもかかわらず、H市が、個々の理美容事業者に対して標準的な内容及び料金を示してこれに合わせるよう行政指導を行うことによってH市から示された標準的なものに統一されることとなれば、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、料金の引下げやサービスを向上させるインセンティブを失わせることとなり、かえって利用者の不利益にもなりかねない。また、たとえ当該行政指導が利用者の混乱を防ぐ観点からのものであっても、それによって、理美容事業者が共同して、提供する訪問理美容サービスの内容や料金を決定するなど、理美容事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第3条）。

### 3 結論

市が、訪問理美容サービスの利用者が支出した費用の一部を助成する制度を開始するに当たり、個々の理美容事業者が設定するサービスの料金等がまちまちでは本助成制度の利用者に混乱を生じさせるおそれがあるため、標準的な料金等を示してこれに合わせるよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による料金引下げなどのインセンティブを失わせ、かえって消費者の不利益になりかねないことに加え、当該行政指導は、理美容事業者が共同して提供する訪問理美容サービスの料金を決定するなど、理美容事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。